

監査公表第20号（平成24年3月2日、県公報第3370号登載）

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施日

(1) 監査対象機関：知事部局及び教育委員会の出先機関並びに警察本部関係機関の33機関

(2) 監査対象期間：平成23年3月1日又は平成23年4月1日から監査実施日まで

(3) 監査実施日：平成23年9月1日～平成23年10月28日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

| 監査対象機関名 | 監査対象期間 | 監査実施日 |
|----------------|------------------------------|-------------|
| 糸島保健福祉事務所 | 平成23年3月1日から 平成23年9月16日まで | 平成23年9月16日 |
| 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 | 平成23年4月1日から 平成23年10月12日まで | 平成23年10月12日 |
| 田川保健福祉事務所 | 平成23年3月1日から 平成23年9月20日まで | 平成23年9月20日 |
| 南筑後保健福祉環境事務所 | 平成23年3月1日から 平成23年9月8日まで | 平成23年9月8日 |
| 京築保健福祉環境事務所 | 平成23年3月1日から 平成23年9月22日まで | 平成23年9月22日 |
| 福岡中小企業振興事務所 | 平成23年4月1日から 平成23年10月24日まで | 平成23年10月24日 |
| 久留米中小企業振興事務所 | 平成23年4月1日から 平成23年10月19日まで | 平成23年10月19日 |
| 工業技術センター | 平成23年4月1日から 平成23年10月27日まで | 平成23年10月27日 |
| 生物食品研究所 | 平成23年4月1日から 平成23年10月19日まで | 平成23年10月19日 |
| インテリア研究所 | 平成23年4月1日から 平成23年10月21日まで | 平成23年10月21日 |
| 機械電子研究所 | 平成23年4月1日から 平成23年10月28日まで | 平成23年10月28日 |
| 福岡教育事務所 | 平成23年3月1日から 平成23年9月7日まで | 平成23年9月7日 |
| 北九州教育事務所 | 平成23年3月1日から 平成23年9月27日まで | 平成23年9月27日 |
| 北筑後教育事務所 | 平成23年3月1日から 平成23年9月14日まで | 平成23年9月14日 |
| 図書館 | 平成23年4月1日から 平成23年10月26日まで | 平成23年10月26日 |
| 少年自然の家「玄海の家」 | 平成23年3月1日から 平成23年9月9日まで | 平成23年9月9日 |
| 福岡視覚特別支援学校 | 平成23年4月1日から 平成23年10月14日まで | 平成23年10月14日 |
| 機動捜査隊 | 平成23年3月1日から 平成23年9月28日まで | 平成23年9月28日 |
| 高速道路交通警察隊 | 平成23年3月1日から 平成23年9月29日まで | 平成23年9月29日 |
| 第一機動隊 | 平成23年3月1日から 平成23年9月30日まで | 平成23年9月30日 |
| 中央警察署 | 平成23年4月1日から 平成23年10月3日まで | 平成23年10月3日 |

| 監査対象機関名 | 監査対象期間 | 監査実施日 |
|---------------|--|-------------------|
| 西 警 察 署 | 平成 23 年 4 月 1 日 から 平成 23 年 10 月 4 日 まで | 平成 23 年 10 月 4 日 |
| 粕 屋 警 察 署 | 平成 23 年 4 月 1 日 から 平成 23 年 10 月 5 日 まで | 平成 23 年 10 月 5 日 |
| 筑 紫 野 警 察 署 | 平成 23 年 4 月 1 日 から 平成 23 年 10 月 6 日 まで | 平成 23 年 10 月 6 日 |
| 福 岡 空 港 警 察 署 | 平成 23 年 4 月 1 日 から 平成 23 年 10 月 7 日 まで | 平成 23 年 10 月 7 日 |
| 折 尾 警 察 署 | 平成 23 年 3 月 1 日 から 平成 23 年 9 月 1 日 まで | 平成 23 年 9 月 1 日 |
| 門 司 警 察 署 | 平成 23 年 4 月 1 日 から 平成 23 年 10 月 13 日 まで | 平成 23 年 10 月 13 日 |
| 豊 前 警 察 署 | 平成 23 年 3 月 1 日 から 平成 23 年 9 月 21 日 まで | 平成 23 年 9 月 21 日 |
| 嘉 麻 警 察 署 | 平成 23 年 3 月 1 日 から 平成 23 年 9 月 2 日 まで | 平成 23 年 9 月 2 日 |
| 田 川 警 察 署 | 平成 23 年 3 月 1 日 から 平成 23 年 9 月 13 日 まで | 平成 23 年 9 月 13 日 |
| 筑 後 警 察 署 | 平成 23 年 4 月 1 日 から 平成 23 年 10 月 18 日 まで | 平成 23 年 10 月 18 日 |
| 八 女 警 察 署 | 平成 23 年 4 月 1 日 から 平成 23 年 10 月 17 日 まで | 平成 23 年 10 月 17 日 |
| 大 牟 田 警 察 署 | 平成 23 年 4 月 1 日 から 平成 23 年 10 月 20 日 まで | 平成 23 年 10 月 20 日 |

2 監査の主眼

今回の監査は、旅費等 9 支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているか、また、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、旅費については、事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- (10) 内部統制

第 2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は調査した範囲において、適正に執行されていた。